

統計精度向上及び推計方法改善WG で取り扱う検討内容等について

平成28年 9月30日

総務省統計委員会担当室

横断的課題検討部会における課題との関係

1. 横断的課題検討部会は、公的統計に関する横断的な課題を扱う。
2. 一般的な課題は横断的課題検討部会で課題を設定して審議する。
3. 課題のうち、統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題については、「**統計精度向上及び推計方法改善WG**」（以下「本WG」とする。）を活用して対応する。

横断的課題検討部会の課題

統計の体系的整備

国際基準との比較

データ提供の在り方

ビッグデータの活用

加工統計の検証のあり方

母集団推計の適切性

標本交代の断層への対応

標本設計の適切性

非標本誤差への対応

統計精度
向上WG

統計委員会審議結果報告書（抄）

(5) 統計改善の徹底に向けた体制の整備等
(前略)

このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア)～エ)のPDCAサイクルを構築する必要がある

ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。

イ) 統計委員会は、ア)の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

ウ)、エ) (略)

本WGが想定する枠組み等について

～「統計の（健康）診断」の仕組みの構築を目指して～

1. 本WGは、横断的課題のうち計画的に統計精度に関する検査可能なものとして判断される課題を取り扱う。（当面、以下3及び4に記載する検査計画、検査事項、検査基準を総務省とともに定める。）
2. 本WGが検討を開始するに当たり、前提とするサイクルは、「検査計画」→「対象統計の確定」→「検査事項・基準の確定」→「統計の診断」→「審議」→「改善」とする。具体的には以下3～8のとおり。
3. 総務省は、統計精度についての横断的課題に関する「検査計画（案）」、「検査事項（案）」、「検査基準（案）」を作成し、統計委員会の意見を伺う。なお、これらは、必要に応じて毎年見直しを行なう。
4. 統計委員会は、検査計画（案）等について、対象統計、検査事項、検査基準を確定する。
【毎年3月頃を目途】
5. 総務省は、確定された対象統計、検査事項の検査及び審議に必要な事項も含め、法施行状況の取りまとめを行い、統計精度に関する検査（「統計の診断」）を実施する。
6. 総務省は、法施行状況【毎年6月頃を目途】及び統計の診断の結果【毎年10月頃を目途】を統計委員会に報告する。
7. 統計委員会は、必要に応じて横断的課題検討部会・本WGにおいて全府省協力の下で審議を行い、課題解決方法を報告書で整理する。
8. 上記「4.」～「7.」は1年で収まるように運用する。

課題のフォローアップについて

～統計制度の課題検討を含む横断的課題全般について～

1. 前項7. における審議の結果、「施行状況に関する審議結果報告書」で課題の解決方法などを整理する際、実施期限やフォローアップの場についても記載する。
2. 統計委員会は、上記1. で決めたフォローアップの場において、指摘に関する達成状況をチェックする。

総務省で検査する項目のイメージ（今後、本WGで具体化）

- 1) 標本設計と母集団復元・推計方法に関する検査
 - 標本設計の適切性（ローテーションサンプリングの導入等）
 - 使用する母集団情報の適切性
 - 母集団復元・推計方法の適切性（補助情報の活用等）
- 2) 非標本誤差への対応方法に関する検査
 - カバレッジの評価
 - 無回答の状況確認（ボリューム等）
 - 無回答への対応方法の適切性（インピュテーション、ウエイティング等）
 - 回答誤差への対応方法の適切性（レンジチェック、論理チェック等）
- 3) その他
 - 国際的な統計基準との整合性
 - データ提供形式の統計間の比較
 - 類似統計の結果との整合性に関する状況確認、比較分析
 - 諮問審議における、統計精度に関する指摘事項への対応の適切性

審議等のスケジュール（イメージ）

